

防地在第 1 1 7 6 5 号
令和 3 年 7 月 1 日

各地方防衛局長
東海防衛支局長 殿

地方協力局長
(公印省略)

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定第 2 条の規定に基づく経費の負担に係る地方防衛局等において行う事務について（通知）

標記について、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊（以下「在日米軍」という。）又は在日米軍の公認調達機関が日本国で公用のため調達する公益事業によって使用に供される電気、ガス、水道及び下水道並びにこれらを除く暖房用、調理用又は給湯用の燃料（以下「光熱水料等」という。）に係る料金又は代金の支払に要する経費の負担に係る事務について、地方防衛局及び東海防衛支局（以下「地方防衛局等」という。）における事務内容等を、下記のとおり定めたので、遺漏のないよう措置されたい。

なお、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（以下「地位協定」という。）第 2 4 条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定においては、合衆国軍隊の構成員及び軍人並びにそれらの家族の住宅であって、施設及び区域の外側にあるもののための光熱水料等の負担は行わないことから、当該調達に係る事務は行わない。

記

1 光熱水料等支払実績表の作成及び報告

地方防衛局等は、在日米軍協力課長から施設及び区域内の支払実績等（在日米軍司令部第4部長から在日米軍協力課長に送付される月ごとの光熱水料等に係る料金又は代金の施設及び区域ごとの支払実績及びこれに添付される請求書、支払証明書、公用調達証明書等をいう。以下同じ。）の送付を受けたときは、これを審査し、支払が行われた月ごとに、次の各号の定めるところにより照会し、確認するとともに、関係資料の収集等を行った上、別紙様式による光熱水料等支払実績表を作成し、施設及び区域内の支払実績等の送付を受けた月の末日（2月分及び3月分については4月15日）までに地方協力局長宛て報告するものとする。

- （1）施設及び区域内の支払実績等の記載事項について審査し、必要の都度、在日米軍の部隊等（以下「現地米軍」という。）又は電力会社等の光熱水料等の供給業者に対し、当該記載事項の内容について照会し、確認を行う。
- （2）地位協定第2条第4項（a）の規定の適用がある施設及び区域については、必要の都度、関係する自衛隊の部隊又はその他の共同使用者（以下「自衛隊等」という。）に対し、光熱水料等に係る料金又は代金の現地米軍への支払実績等について照会し、確認するとともに、関係資料の収集等を行う。
- （3）地位協定第2条第4項（b）の規定の適用がある施設及び区域については、必要の都度、関係する自衛隊等に対し、光熱水料等に係る料金又は代金の現地米軍からの徴収実績について照会し、確認するとともに、関係資料の収集等を行う。
- （4）現地米軍又は自衛隊等が地位協定第2条第4項の規定による施設及び区域の共同使用に伴い、蒸気及び温水等の使用に係る料金又は代金（以下この号において「使用料」という。）をそれぞれ自衛隊等又は現地米軍から徴収している場合には、現地米軍及び自衛隊等においてその使用料の内訳を調査し、使用料に光熱水料等に係る料金又は代金が含まれている場合には、現地米軍及び自衛隊等に対し、使用料の支払又は徴収実績について照会し、確認するとともに、関係資料の収集等を行う。

2 経費節約の要請等

地方防衛局等は現地米軍に対し、必要の都度、光熱水料等の経費節約に係る要請又は情報提供等を行い、同経費の効率的使用が図られるよう努めるものとする。

3 その他

本通知に定めるもののほか、この通知の実施に必要な事項は、在日米軍協力課長が定める。

別紙様式

地方防衛局
地方防衛支局

光熱水料等支払実績表
(令和 年度 月支払分)

品 目 : ()

施設及び区域名	本 月 分 (A)		前月までの計 (B)		合計 (C) = (A) + (B)		備 考
	使 用 量	金 額	使 用 量	金 額	使 用 量	金 額	

注：1 単位 使用量：電気（KWH）、ガス・水道・下水道・プロパンガス（m³）、軽油・灯油（L）
金 額：円
2 電気、ガス、水道、下水道、軽油、灯油及びプロパンガスごとに別葉とする。
3 2－1－（a）適用施設、2－4－（a）適用施設、2－4－（b）適用施設及び建設業者等ごとに別様とする。
4 2－4－（a）適用施設、2－4－（b）適用施設及び建設業者等については、備考欄にその使用の相手方を記入する。